

石橋由紀子記念賞規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人石橋由紀子記念基金（以下「財団」という。）が腎臓病研究の振興を図るために、独創的な研究による新しい分野の確立等、その進展に著名な功績をあげた研究者に対して行う助成に関する事項を定める。
- 第2条 助成の呼称は、発起人として財団設立以来あらゆる面で財団の活動をリードしてきた石橋由紀子の功績を記念し、石橋由紀子記念賞（以下「記念賞」という。）とする。
- 第3条 記念賞は、正賞（書状）及び副賞（1000万円）をもって行う。
- 第4条 募集は、ホームページで広く呼びかけるとともに、関連する学会及び当財団の理事・評議会・選考要員に推薦を依頼する。
2 所定の申請で募集期間内に応募した候補者を選考の対象とする。
- 第5条 顕彰する件数は、原則毎年1件とし、記念賞選考委員会（以下「委員会」という。）で選出し、理事会にて決定する。
- 第6条 記念賞の審査・選考は、委員会にて実施する。
2 委員は理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
3 委員会の選考委員長は、一般応募選考委員長が兼任する。
4 委員会は選考に当たり、必要に応じて推薦者もしくは、候補者に追加資料の提出あるいは、口頭での説明を求めることができる。
- 第7条 委員会は、3名以上5名以内をもって構成する。
2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残余期間とする。
- 第8条 委員会は過半数の委員の出席により成立し、委員会の決議は、出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。
- 第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し選考委員長が記名捺印する。
- 第10条 理事会は、委員会の選考結果に基づき記念賞対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて委員の意見を聴取することができる。
2 理事会で決定された記念賞対象者に対し、決定事項等を書面にて通知するとともに、ホームページに掲載する。
3 記念賞候補者には採否を文書で通知する。
- 第11条 記念賞受賞者は、贈呈式にて受賞記念講演を行い、その内容は、財団ホームページに掲載できるものとする。
- 第12条 この規定の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。
- 第13条 附 則 本規定は、平成29年7月1日より施行する。